

鹿児島県公共施設等総合管理計画

平成 27 年 3 月
鹿児島県

目 次

| | |
|--------------------------------------|------|
| 1 県有施設等の現況及び将来の見通し | |
| (1) 県有施設等の現状 | … 1 |
| (2) 老朽化の状況及び中長期的な更新等の見込み | … 2 |
| (3) 県の財政状況 | … 6 |
| (4) 本県における将来人口の見込み | … 8 |
| (5) 現状や課題に関する基本認識 | … 10 |
| 2 県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 | |
| (1) 計画の目的 | … 11 |
| (2) 計画の位置づけ | … 11 |
| (3) 対象とする県有施設等の範囲 | … 11 |
| (4) 計画期間 | … 11 |
| (5) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 | … 11 |
| (6) 県有施設等の管理に関する基本的な考え方 | … 12 |
| (7) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制 | … 15 |
| (8) フォローアップの実施方針 | … 16 |
| 3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 | |
| (1) 学校 | … 17 |
| (2) 県営住宅 | … 17 |
| (3) 総合庁舎 | … 18 |
| (4) 警察施設 | … 18 |
| (5) 職員住宅 | … 18 |
| (6) 県立病院 | … 18 |
| (7) 道路橋 | … 18 |
| (8) トンネル | … 19 |
| (9) 舗装 | … 19 |
| (10) 港湾施設 | … 19 |
| (11) 空港施設 | … 19 |
| (12) 河川管理施設 | … 20 |
| (13) 海岸保全施設 | … 20 |
| (14) 砂防施設 | … 20 |
| (15) 都市公園 | … 20 |
| (16) 農業用ダム | … 20 |
| (17) 工業用水道 | … 21 |

(付表) 県が保有する建築物種類別内訳の詳細

1 県有施設等の現況及び将来の見通し

(1) 県有施設等の現状

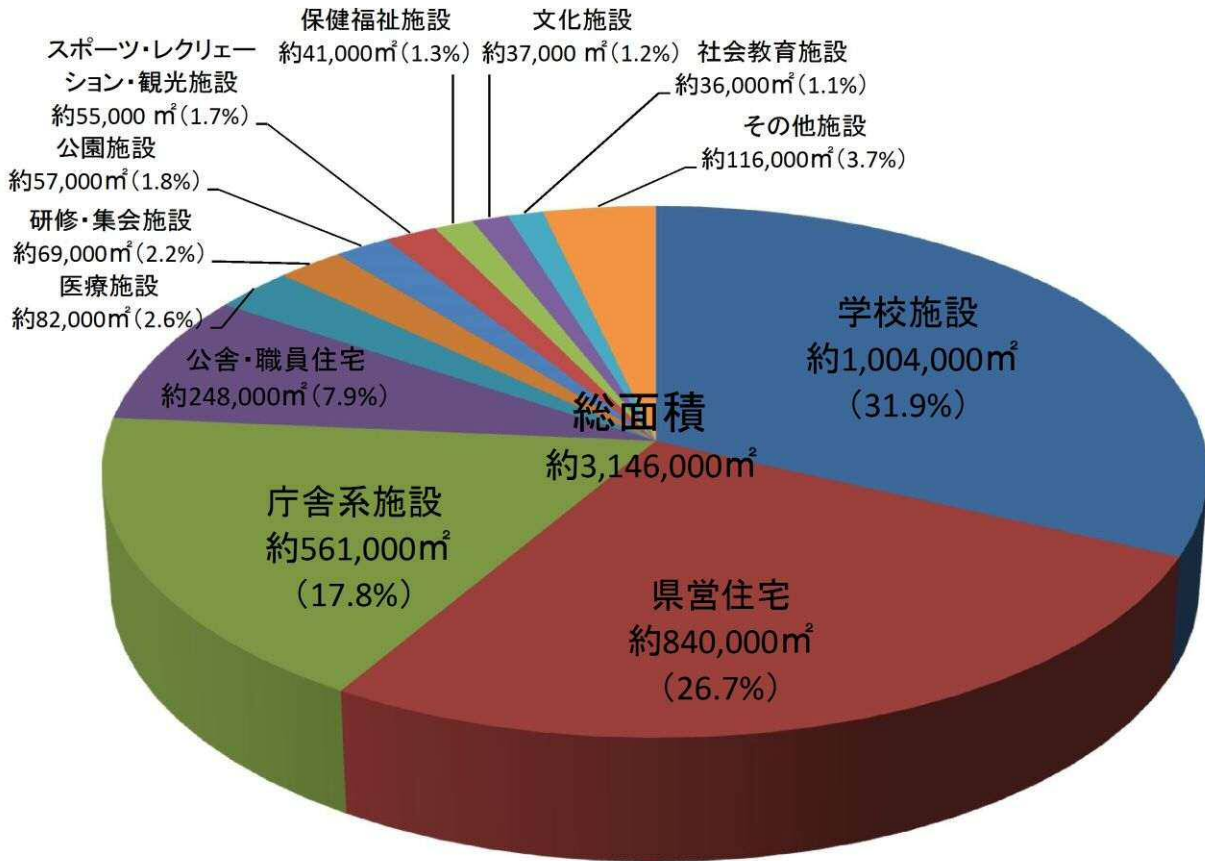
県が保有する建築物（延床面積50㎡以上）及び公共土木施設並びにその他の工
作物（以下「県有施設等」という。）の主な状況は次のとおりとなっている。

(H26. 3. 31現在)

| 施設の種類 | 保 有 量 | | 備 考 |
|--------|-------------------|------------------|--------------|
| 建築物 | 棟数 約5,300棟 | 延床面積 約3,146,000㎡ | 別紙付表参照 |
| 道 路 | 国道（県管理） | 総延長 869km | 道路法上の道路 |
| | 県道 | 総延長 3,515km | |
| 道 路 橋 | 国道（県管理） | 525箇所 | |
| | 県道 | 1,879箇所 | |
| トンネル | 国道（県管理） | 30箇所 | |
| | 県道 | 61箇所 | |
| 港湾施設 | 県管理港湾数 | 46港 | |
| | 外郭施設延長（防波堤等） | 延長 142,354m | |
| | 係留施設延長（岸壁等） | 延長 74,973m | |
| 漁港施設 | 県管理漁港数 | 45漁港 | |
| | 外郭施設延長（防波堤等） | 延長 123,543m | |
| | 係留施設延長（岸壁等） | 延長 44,894m | |
| 海岸保全施設 | 海岸保全施設延長（防潮堤等） | 延長 414,140m | H25. 3. 31現在 |
| | 水門等 | 323箇所 | |
| 空港施設 | 県管理空港 | 7 空港 | |
| | 基本施設（滑走路等） | 延長 28,362m | |
| 河川管理施設 | 河川管理施設数（堰、水門、ダム等） | 215箇所 | |
| 砂防施設 | 急傾斜地崩壊対策施設 | 993箇所 | |
| | 地すべり防止施設 | 24箇所 | |
| | 砂防堰堤 | 1,700基 | |
| 農業用施設 | 農業用ダム | 23箇所 | |
| 工業用水施設 | 取水施設 | 1 箇所 | |
| | 浄水施設 | 1 箇所 | |
| | 導水管延長 | 751m | |
| | 配水管延長 | 18,549m | |
| 交通安全施設 | 信号機 | 2,996基 | |

※ 県が保有又は管理する施設は、この他プールや公園等があるが、主な施設のみ掲載

県有建築物種類別内訳



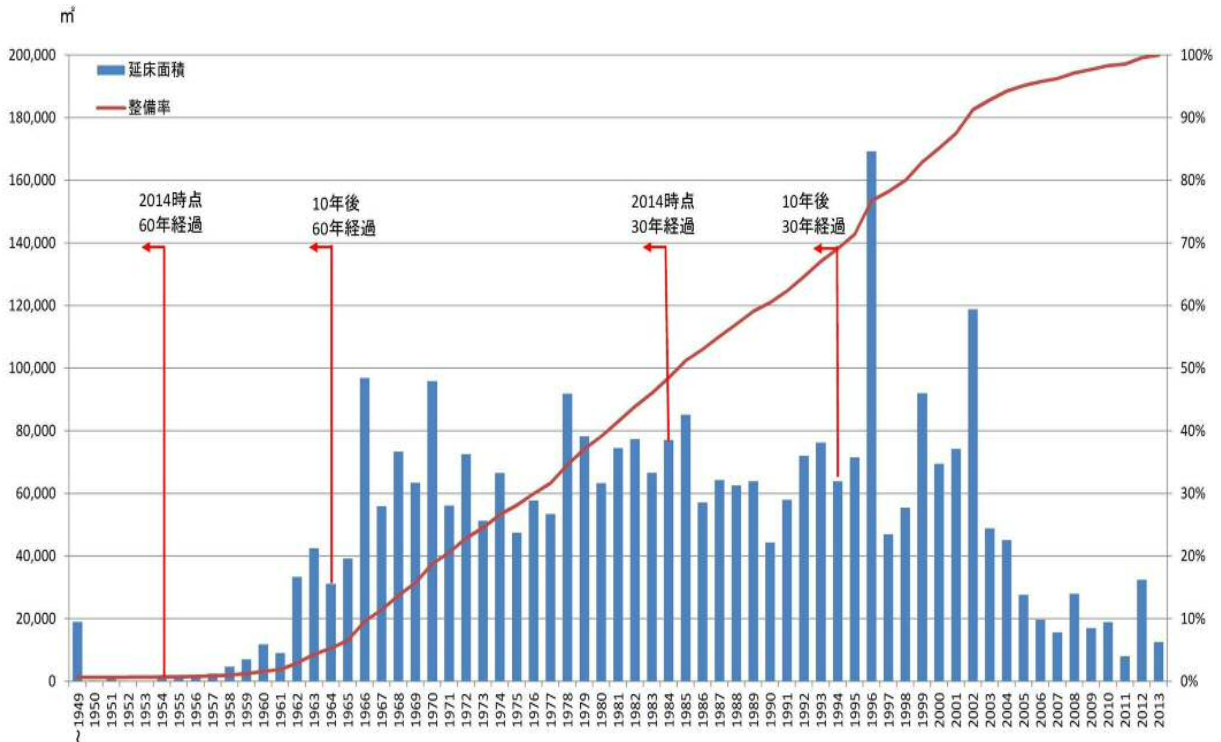
(2) 老朽化の状況及び中長期的な更新等の見込み

① 老朽化の状況

県が所有・管理する延床面積50㎡以上の建築物は、平成25年度末時点で約5,300棟、延床面積で約3,146,000㎡となっている。

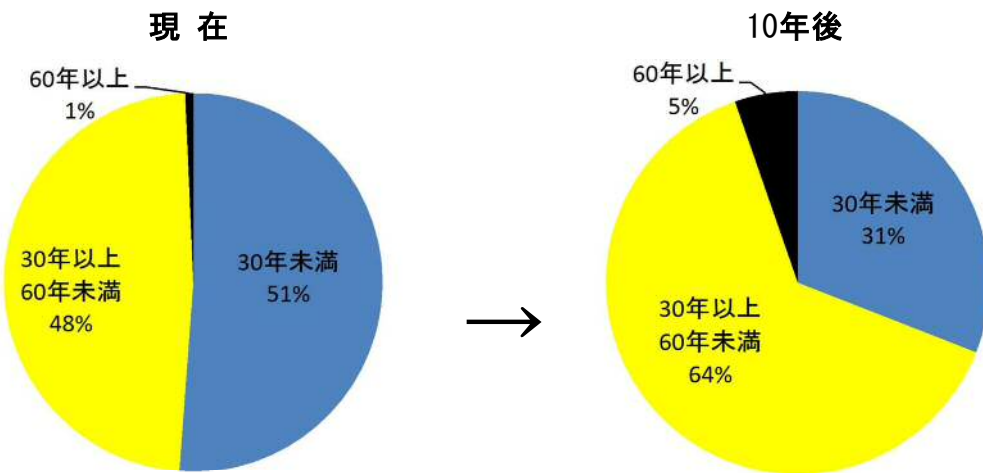
そのうち、大規模改修工事の目安となる建築後30年を経過したもの（1984年以前建築のもの）が延床面積全体の約49%、建替え工事（更新）の目安となる建築後60年を経過したもの（1964年以前建築のもの）が全体の約1%を占めており、10年後には建築後30年を経過するものが全体の約69%、60年を経過するものが約5%に達する見込みとなっている。

年度別県有建築物延床面積及び整備率



整備率：平成26年3月31日現在における総延床面積を100としてこれまでの整備状況をパーセンテージで表したものの

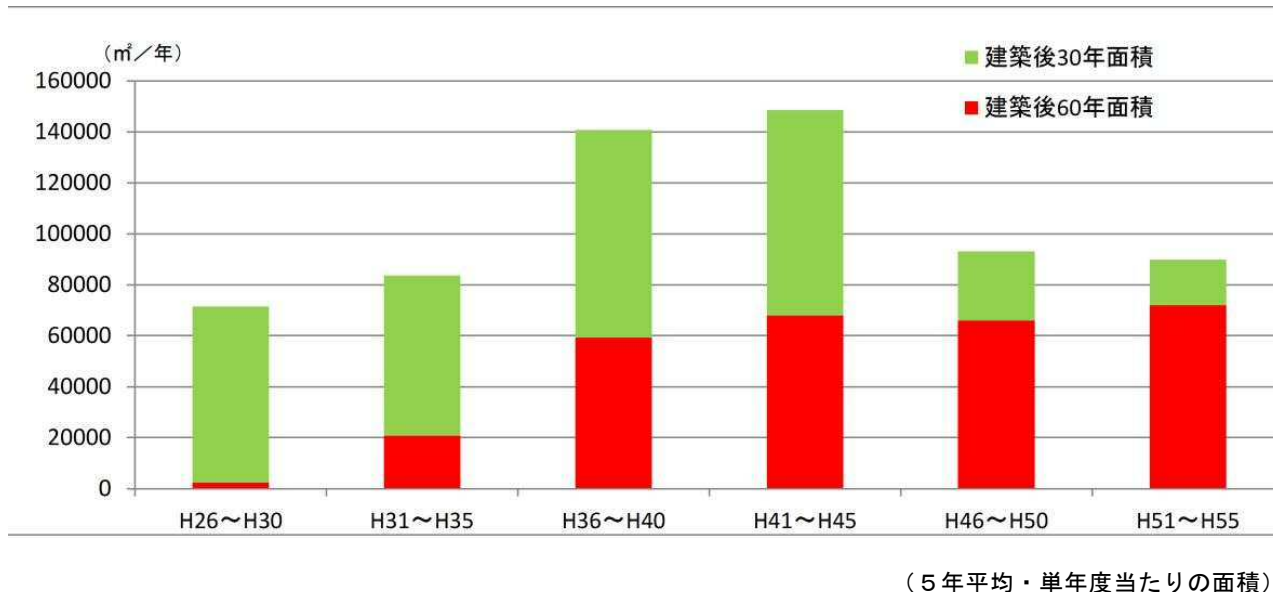
建築後30年及び60年以上となる県有建築物の割合



② 中長期的な更新等の見込み

「①老朽化の状況」のとおり，県有建築物は急速に老朽化が進むことが見込まれ，現状の保有数を維持したまま建築後30年経過したものについて大規模改修，60年経過したものについて更新すると仮定した場合，今後，建築後60年に到達するものが増加することに伴い，特に平成36年から平成45年の10年間に，大規模改修・更新の対象面積が大きく増加し，ピークを迎える見込みである。

県有建築物の建築後30年・60年到達面積の見込み

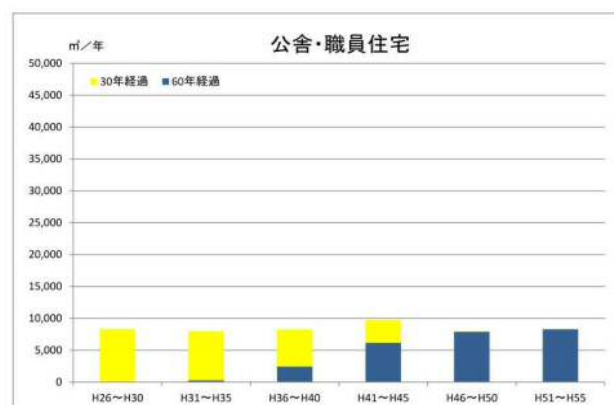
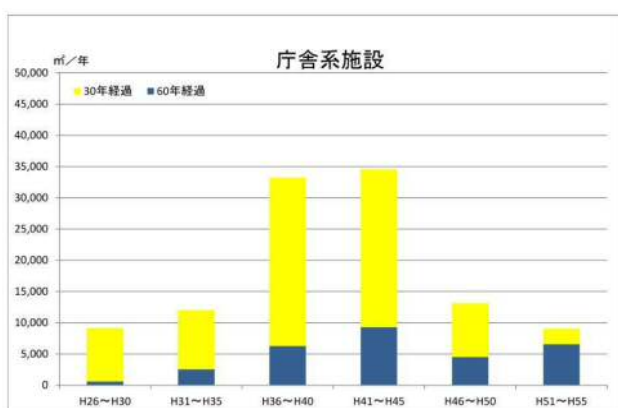
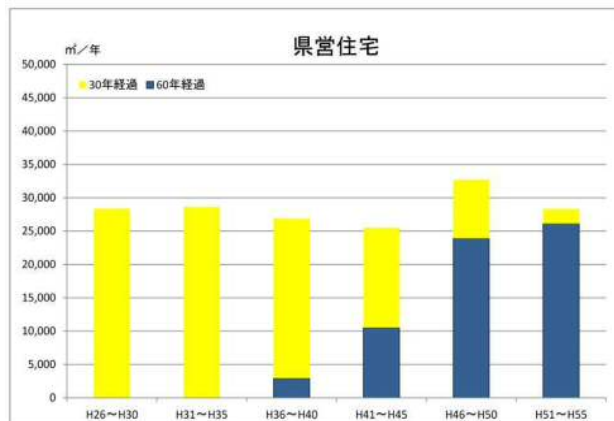
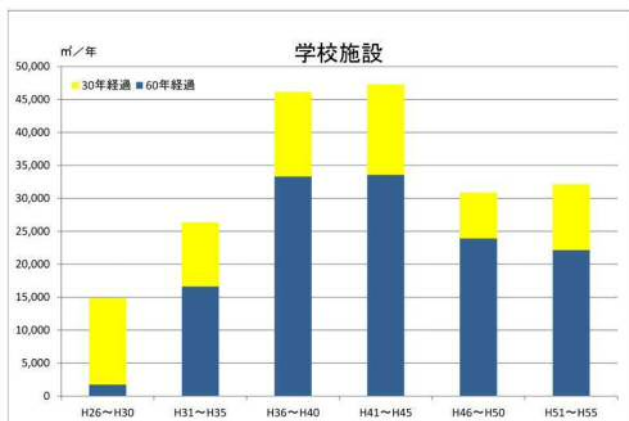


建築種類別に見てみると，学校施設については，およそ5年後の平成31年頃から，建築後60年に到達するものが急激に増加し，平成36年から平成45年の間に，建築後30年又は60年到達のピークを迎える。

県営住宅については，比較的新しいものが多いことから，およそ10年後の，平成36年頃から建築後60年に到達するものが見られ始め，それ以降，急激に増加することが見込まれる。

庁舎系施設については，平成36年頃から建築後30年又は60年に到達するものが急増し，平成45年までの10年間にピークを迎える。

公舎・職員住宅については，平成36年頃から，建築後60年に到達するものが徐々に増加する。



(それぞれ5年平均・単年度当たりの面積)

建築物の種類ごとにその建築年や建築面積の違いなどによる傾向の違いはあるものの、いずれにおいても、時間の経過とともに改修や更新が必要な施設の面積が増加し、これに伴い、改修・更新等にかかる経費の増大も見込まれる。

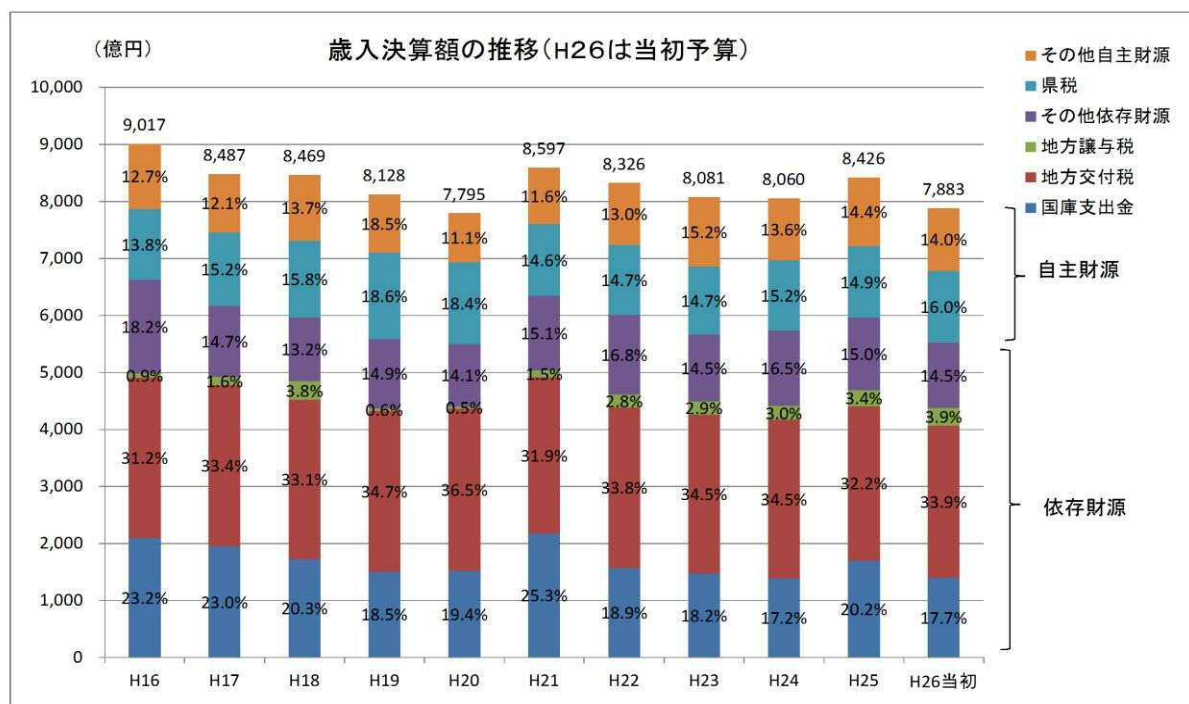
中でも、5年経過後の平成31年を境に、建築後60年を経過する建築物が急激に増加していく傾向が見受けられるところであり、建築物の更新に伴う経費の増大が、施設の維持及び行政サービスの提供に与える影響が懸念される。

(3) 県の財政状況

県の財政は、平成16年度に451億円あった財源不足額について、平成17年3月に策定した「県政刷新大綱」や平成24年3月に策定した「行財政運営戦略」に基づく歳入・歳出両面にわたる徹底した行財政改革の取組によって、平成23年度以降解消された。

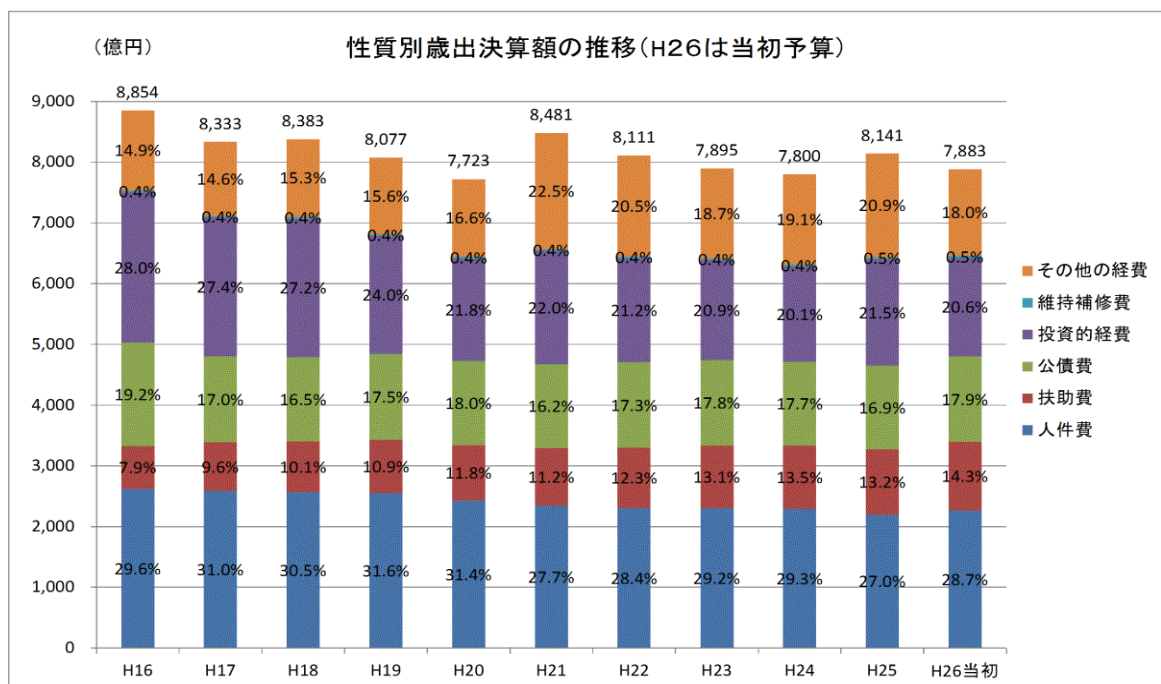
しかしながら、一層の高齢化の進行や社会保障制度の改革により扶助費が引き続き増嵩する傾向にあり、公債費も、県債の抑制に努めているものの、臨時財政対策債の増などにより、引き続き高水準で推移することが見込まれている。

さらに、国においては、財政健全化目標に沿って、地方財政も含めた歳出分野の重点化・効率化を進めるとしており、地方交付税制度の安定的な運営が不透明な状況にあり、今後とも県財政は厳しい状況が続くことが見込まれる。



(単位:億円)

| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26当初 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 国庫支出金 | 2,091 | 1,948 | 1,723 | 1,504 | 1,516 | 2,174 | 1,570 | 1,468 | 1,389 | 1,700 | 1,393 |
| 地方交付税 | 2,816 | 2,835 | 2,800 | 2,824 | 2,847 | 2,739 | 2,815 | 2,790 | 2,781 | 2,709 | 2,676 |
| 地方譲与税 | 77 | 140 | 326 | 46 | 42 | 127 | 229 | 236 | 242 | 283 | 307 |
| その他依存財源 | 1,640 | 1,247 | 1,118 | 1,214 | 1,096 | 1,301 | 1,399 | 1,173 | 1,329 | 1,268 | 1,146 |
| 県税 | 1,244 | 1,290 | 1,342 | 1,510 | 1,431 | 1,258 | 1,228 | 1,188 | 1,224 | 1,254 | 1,260 |
| その他自主財源 | 1,149 | 1,027 | 1,160 | 1,030 | 863 | 998 | 1,085 | 1,226 | 1,095 | 1,212 | 1,101 |
| 合計 | 9,017 | 8,487 | 8,469 | 8,128 | 7,795 | 8,597 | 8,326 | 8,081 | 8,060 | 8,426 | 7,883 |



(単位:億円)

| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26当初 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人件費 | 2,622 | 2,585 | 2,560 | 2,549 | 2,427 | 2,347 | 2,303 | 2,303 | 2,286 | 2,196 | 2,265 |
| 扶助費 | 703 | 803 | 843 | 880 | 912 | 946 | 994 | 1,033 | 1,051 | 1,077 | 1,129 |
| 公債費 | 1,704 | 1,414 | 1,387 | 1,415 | 1,388 | 1,378 | 1,405 | 1,403 | 1,377 | 1,374 | 1,409 |
| 投資的経費 | 2,475 | 2,282 | 2,280 | 1,941 | 1,683 | 1,866 | 1,717 | 1,647 | 1,565 | 1,754 | 1,620 |
| 維持補修費 | 31 | 30 | 30 | 30 | 33 | 32 | 32 | 33 | 33 | 37 | 41 |
| その他の経費 | 1,319 | 1,219 | 1,283 | 1,262 | 1,280 | 1,912 | 1,660 | 1,476 | 1,488 | 1,703 | 1,419 |
| 合計 | 8,854 | 8,333 | 8,383 | 8,077 | 7,723 | 8,481 | 8,111 | 7,895 | 7,800 | 8,141 | 7,883 |

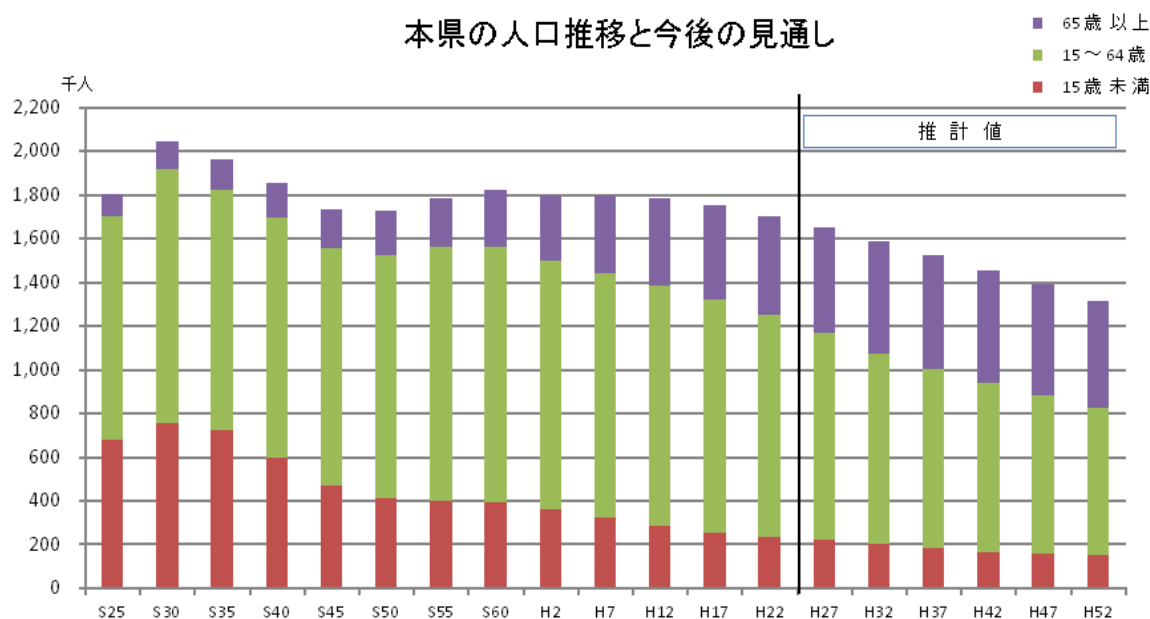
(4) 本県における将来人口の見込み

県の総人口は、昭和60年以降減少傾向に転じ、平成22年の総人口は1,706千人、うち年少人口（0歳から14歳）は233千人、生産年齢人口（15歳から64歳）は1,021千人、老年人口（65歳以上）は452千人となっており、老年人口が総人口に占める割合を示す高齢化率は26.5%と全国平均の23.1%を上回っている。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、平成52年の県内総人口は1,314千人と平成22年から400千人近く減少すると予想されている。

内訳は、年少人口が86千人減の147千人、生産年齢人口が347千人減の674千人となる一方で、老年人口については41千人増の493千人となる見込みである。

平成22年の人口と平成52年の推計人口について、それぞれの割合を比較してみると、年少人口が13.7%から11.2%へ、生産年齢人口が59.8%から51.3%へと減少する一方で、老年人口は26.5%から37.5%に大きく増加する見込みとなっている。



※ 昭和25年から平成22年までは国勢調査結果

平成27年から平成52年は「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）の推計値

【参考：将来人口の見通し】

(単位：千人)

| | 総人口 | 年少人口 | 生産年齢人口 | 老年人口 |
|---------|-------|--------------|---------------|--------------|
| 平成22年 | 1,706 | 233 (13.7%) | 1,021 (59.8%) | 452 (26.5%) |
| 平成27年 | 1,650 | 218 (13.2%) | 946 (57.4%) | 486 (29.4%) |
| 平成32年 | 1,588 | 199 (12.5%) | 874 (55.1%) | 514 (32.4%) |
| 平成37年 | 1,522 | 180 (11.9%) | 818 (53.8%) | 523 (34.4%) |
| 平成42年 | 1,454 | 165 (11.4%) | 773 (53.1%) | 517 (35.5%) |
| 平成47年 | 1,386 | 155 (11.2%) | 728 (52.5%) | 503 (36.3%) |
| 平成52年 | 1,314 | 147 (11.2%) | 674 (51.3%) | 493 (37.5%) |
| H22→H52 | △ 392 | △ 86 (△ 2.5) | △ 347 (△ 8.5) | + 41 (+11.0) |

(5) 現状や課題に関する基本認識

① 県有施設等の老朽化

県有施設等は老朽化が進みつつあり、今後、多くの施設において大規模改修などが必要となる時期を迎え、維持管理・修繕等にかかる経費はますます増加することが見込まれるが、厳しい財政状況のもとでは、必要な経費を捻出し、施設を維持することが困難となることが予想される。

このため、施設保有の必要性を検証しながら、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努めることで、財政負担の軽減・平準化を図る必要がある。

② 厳しい財政状況

「(3)県の財政状況」で示したとおり、本県の財政は今後とも厳しい状況が続くことが見込まれることから、引き続き、「行財政運営戦略」に基づき、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組む必要がある。

③ 県有施設等に対するニーズ

将来人口の推計では、総人口が減少し、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少する一方で、老年人口は増加し、その割合も大きくなるが見込まれておりことから、今後、県有施設等に対するニーズも変化していくことが予想される。

このため、社会環境の変化や県民ニーズの変化等を見極めながら、既存施設の機能の見直しや集約化、余剰財産の処分などにより、保有総量の適正化を図ることで、将来の財政負担を軽減するとともに、効率的かつ効果的な施設利用に努める必要がある。

2 県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 計画の目的

本計画は、県有施設等の総合的かつ計画的な管理の取組に当たって、長期的な視点で、その考え方の方向性、取り組むべき内容、推進体制など基本的な枠組みを定め、全庁的な共通認識のもと効果的な取組を推進することを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、県有施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本的な方針を取りまとめたものである。各施設の管理者においては、本計画に基づき、所管する施設の特性等に応じた具体的な取組を実践することとする。

(3) 対象とする県有施設等の範囲

本計画の対象は、県が所有・管理するすべての県有施設等とする。

(4) 計画期間

平成26年度から平成35年度までの10年間とする。ただし、計画期間内にあっても、必要に応じて計画の内容を適宜見直すこととする。

(5) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

① 全庁的な取組体制

この計画の取組を推進するためには、全庁的な体制の構築が必要であることから、既存の県有財産管理運営委員会及びその下部組織（以下、「運営委員会等」という。）を活用する。

また、運営委員会等においては、既存の役割としての県有財産の有効活用に関する協議を行うとともに、本計画に係る全庁的な調整、進行管理、評価を踏まえた取組方策の見直しを行う。

県有財産管理運営委員会

- ・設置目的：県有財産の管理（取得・処分を含む）を総合的かつ効率的に行う
- ・審議事項：県有財産の管理に関する重要事項及び各部局間の調整が必要な事項
- ・組織：**県有財産管理運営委員会** … 会長：副知事，委員：各部局長

幹事会 … 代表：総務部次長，幹事：各部局主管課長等

ワーキンググループ

② 情報管理・共有方策

各所管部局においては、所管する財産の総合的な管理に必要な情報を把握し、整理するとともに、県有施設等の維持管理、長寿命化等に関して、営繕部門・財政部門等と連携しながら、それぞれが管理する財産に関する情報の把握と整理に努める。

また、施設の利用調整・集約化、貸付、売却など財産の有効活用に関しては、財産活用対策室において、所管部局などが管理している土地・建物等の情報を総合的に集積し、県有財産の利活用に必要な情報の一元化に取り組む。

(6) 県有施設等の管理に関する基本的な考え方

① 管理に関する基本的な方針

県有施設等の管理については、現状や課題に対する基本認識を踏まえ、財政負担の軽減を図るとともに、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を目指すため、次に掲げる3つの考え方を柱として、これらに基づく取組を推進する。

ア 保有総量の縮小

県有施設等の老朽化や財政状況等を勘案すると、現状のまますべてを維持していくことは困難であり、また、社会情勢の変化等により県有施設等に対するニーズが変化していくことも予想される。

このことから、今後、それぞれの施設について、県として将来にわたる利活用の必要性を検討した上で、必要がないと判断される施設等については、廃止や除却等を行うことにより、保有総量の縮小を図る。

また、併せて、歳入確保の観点からも「県有財産有効活用方策」（平成21年3月）における有効活用・処分の基本的な考え方を踏襲して、引き続き積極的な売却等に努める。

イ 効率的な利活用の推進

(ア) 既存施設の有効活用

県において維持していく施設等についても、利用状況の検証や施設間の利用調整等を図りながら、共同利用等による集約化などの効率的利用を推進する。

また、新たな施設の整備や施設の更新等が必要になった場合は、まずは既存施設（県所有施設のほか、国及び他の地方公共団体等所有施設を含む）の有効利用についても検討する。

(イ) 管理の効率化

これまで、県有施設等の管理に当たり、民間委託の推進や指定管理者制度の導入など民間ノウハウを活用する取組を進めてきたところであるが、施設管理の効率化や経費の縮減等を図るため、今後もこれらの取組を推進しつつ、PFI／PPPなど、民間の資本、経営能力及び技術力を活用した施設管理の効率化やサービスの向上等について検討を行う。

ウ 長寿命化の推進

県有施設等の修繕・更新等については、これまで、施設機能の現状維持を前提とし、施設に損傷等が発生した場合に修繕・更新等を行う事後保全型の維持管理を行うことが多く、施設の設置目的に沿った利用が見込まれなくなった時や老朽化などにより施設機能の維持が難しくなった時に、当該施設の今後の利活用等についての検討を行ってきたところである。

しかしながら、このまま県有施設等の老朽化が進み、すべての施設を現状のまま維持していくことが困難であると見込まれることなどから、今後は、施設ごとにその利用状況や社会的ニーズ等を踏まえ、当該施設を県として維持していく必要性を検討した上で、利活用が見込まれる施設については、点検等に基づく計画的な修繕や損傷が軽微である早期段階で機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を推進し、施設の長寿命化を図る。

② 適正管理に関する各実施方針等

「①管理に関する基本的な方針の考え方」を基本として、適正管理に関する各実施方針等は次のとおりとする。

ア 点検・診断等の実施方針

各施設の管理状況等を踏まえた計画的な点検により、安全性や耐久性へ影響を与えるような劣化・損傷の程度や原因等の把握に努めるとともに、劣化・損傷の進行の可能性や施設に与える影響などについて評価（診断）を行う。

また、点検・診断結果を情報として蓄積し、次回以降の点検・診断や施設

の維持管理・修繕等を含む老朽化対策に活用する。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

将来にわたり長く利用する施設の維持管理・修繕については、中長期的な視点から計画的な予防保全型の管理や修繕による長寿命化を図ることで、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減を図るとともに、大規模改修等の保全措置等の実施に当たっては、緊急性や重要性等を踏まえ、実施時期の調整を行うことにより財政負担の平準化を図る。

また、将来にわたり利活用が見込まれない施設あるいは利用の減少等が見込まれる施設等については、売却等を含む有効活用を図るとともに、施設の共同利用や集約化、他用途への転用等に努め、施設の維持管理等に係る財政負担の軽減を図る。

ウ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高い危険度が認められた県有施設等については、立入禁止や利用休止など必要な安全措置を講じた上で、施設の継続的利用の可否を速やかに検討し、施設の継続的な利用が必要と判断された場合は、緊急性や重要性を勘案して、必要な改修工事等を実施し、安全確保を図る。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない県有施設等については、廃止後においても、施設の老朽化に起因する事故等の危険性を排除する措置や施設内の樹木等の伐採・除草作業等の維持管理につき継続的にコストが必要となること等を考慮し、速やかに除却や売却等の検討を行い、可能なものからこれを実施する。

エ 耐震化の実施方針

県有建築物については、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき、防災拠点として重要な役割を果たす庁舎や病院等の施設及び災害時に避難救援等で重要な役割を果たす学校等の施設を最優先として、耐震診断及び耐震改修工事を計画的に実施する。

また、災害時に拠点となるような施設や多くの県民が利用する施設については、地震等の災害発生時における施設の安全性や機能性を維持することが求められることから、平時より安全対策に努める。

オ 長寿命化の実施方針

将来にわたり長く使用する施設については、点検等に基づく計画的な修繕や損傷が軽微である早期段階で機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理に努めることで、施設の長寿命化を図り、適正な施設機能の維持や安全性の確保を図る。

また、大規模改修等の保全措置の実施に当たっては、それぞれの施設の利用状況、緊急性や重要性等を総合的に勘案し、施設間における優先順位に基づいて計画的に進めることで、長期的な視点で財政負担の軽減に努めるとともに、更新や保全措置等の集中的増大を避けることで財政負担の平準化を図る。

カ 統合や廃止の推進方針

施設の利用状況や老朽化等の状況を踏まえて、今後利用が見込まれない施設あるいは利用状況が著しく減少すると判断される施設及び現に未利用となっている施設については、当該施設の必要性について十分に検討した上で、これが認められない場合は廃止し、必要に応じて除却するなど、施設の保有総量の縮小に努める。

また、現在の規模及び機能を維持し続ける必要性が認められない施設については、他の用途への転用、他の県有施設等との統合又は共同利用による集約化等を検討する。

なお、施設の統合や集約化等を検討するに当たっては、国及び他の地方公共団体の公共施設や民間施設等の利用の可能性についても検討を行う。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制

本計画の円滑な推進のためには、本計画の趣旨を職員が理解し、コスト意識を持って県有施設等の適正管理に取り組む必要があることから、各施設を所管する部局ごとに推進員を設置するとともに、職員を対象とした研修等を実施するなど必要な取組を行う。

また、本計画の推進に当たっては、施設管理部門、営繕部門、財政部門がそれぞれの役割を分担するとともに、連携を図りながら一元的に取り組む。

さらに、施設の維持管理・更新等を取り巻く課題を県だけでなく他の地方公共団体や民間事業者も含めた課題として捉え、必要な情報の把握や共有に努めるとともに、多方面との連携を深めながら取組の実効性を高める。

(8) **フォローアップの実施方針**

本計画の実施状況等については、全庁的な推進体制のもとで確認を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを行い、概ね5年を目途に実施方針等の取組状況などの評価を行う。

また、本計画は、社会情勢の変化、行財政改革の推進状況等を踏まえ、随時、必要な見直しを行う。

3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

すべての県有施設等について、「2 県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、全庁的な共通認識のもとで、管理に取り組むこととする。

なお、以下に、主な施設類型について、それぞれの管理に関する基本的な考え方を示すが、各施設の管理者においては、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて個別の管理計画を策定するなどして、より効果的・効率的な管理を計画的に推進することとする。

(1) 学校（学校教育法第1条に規定する学校）

- 児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒等の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから安全性には特に配慮を行う。
- 平成27年度末までに建物構造体の耐震化の完了を目指すとともに、人に重大な被害を与えるおそれのある非構造部材の耐震化対策を推進する。
- 長期にわたり有効に活用するため、老朽化した学校施設の適時適切な改築や改修整備を行うとともに、法定点検等により施設の安全確保を図る。
- 閉科や学級減並びに教育課程の見直し等により、校舎や武道場、プール、部室等の学校施設について、集約化や不要となる施設の除却等により、保有施設の適正化を図る。

(2) 県営住宅

- 既存住宅の建替や住戸改善等について「鹿児島県営住宅長寿命化計画」（平成24年9月）に基づき、緊急性、重要性等に応じて事業の峻別と重点化を図りながら、計画的に実施するとともに、適切な維持修繕を行う。
- 「鹿児島県営住宅長寿命化計画」の活用手法判定フローに基づき、建替え・用途廃止、全面的改善、維持管理等の判定を行う。
- 建設後又は改修後に一定年数以上を経過した外壁、ガス管、給水管については、耐久性・耐食性の向上に資する改修を検討する。
- 耐用年限の2分の1を超過した住棟で、構造安全性、避難安全性、居住性のいずれかの判定で問題がある場合は、用途廃止等の検討を行う。

(3) 総合庁舎

- 関係法令に基づく点検や検査，日常的な点検等を通して，建物の劣化状況や設備機器の更新時期等を把握し，計画的な予防的修繕等に努めることで長寿命化を図る。
- 施設の安全性や機能維持に必要な施設の性能を確保するため，危険箇所や経年劣化の著しい部位等について，建物の利用状況や劣化状況等を踏まえ，緊急度や優先度を評価して応急的な修繕を実施する。

(4) 警察施設

- 災害発生時等における危機管理上の重要拠点施設であることから，施設機能を十分に確保できるよう計画的に対策を講じる。
- 「鹿児島県警察における地域警察の体制強化に向けた再編整備実施計画」（平成24年2月）等に基づき，地域の実情に応じて交番等施設の統廃合などの計画的な対策を講じる。

(5) 職員住宅

- 老朽化し，入居率の低いものについては，必要戸数を踏まえて集約化を推進する。
- 統廃合により生じた空き公舎や，入居率が低く，今後もその向上が見込まれない公舎等については，廃止の方向で検討する。

(6) 県立病院

- 施設の維持管理，修繕，更新等においては，建築時からの経過年数，老朽化の状況，周辺の医療施設等を考慮し，最低限のコストで最大限の効果が得られるよう必要な対策を検討する。
- 今後策定される地域医療ビジョンを基本に，病院ごとに策定する中期事業計画の次期計画で施設の維持管理の方針を定める。

(7) 道路橋

- 予防保全による長寿命化を図り，修繕等に係るトータルコストの縮減・平準化を推進する。
- 日常点検を実施するとともに，5年に1回程度の頻度で近接目視による定期点検を実施することを基本とし，異常時にも点検を実施する。

- 「鹿児島県道路メンテナンス会議」（平成26年5月設置）において各道路管理者相互の連絡調整により老朽化対策の取組を強化する。
- 職員の技術向上に向けた研修制度の充実を図る。

(8) トンネル

- 劣化の初期段階から対策を実施することにより、大規模修繕の回避によるコスト縮減と施設の継続利用を図る。
- 日常点検を実施するとともに、5年に1回程度の頻度で近接目視による定期点検を基本とし、異常時にも点検を実施する。
- 「鹿児島県道路メンテナンス会議」において各道路管理者相互の連絡調整により老朽化対策の取組を強化する。
- 職員の技術向上に向けた研修制度の充実を図る。

(9) 舗装

- ひび割れ注入剤等の活用や小規模修繕による延命化の推進，新技術の積極的活用や耐久性の高い工法の採用など，長寿命化対策に取り組む。
- 「鹿児島県道路メンテナンス会議」において各道路管理者相互の連絡調整により老朽化対策の取組を強化する。
- 点検や診断結果，補修工事履歴等の施設情報の一元化に取り組む。

(10) 港湾施設

- 日常点検を実施するとともに，5年に1回程度の定期点検の実施を基本とする。
- 防食工法の活用や小規模修繕による延命化の推進，新技術の積極的な活用により，長寿命化対策に取り組む。
- 点検や診断結果，補修工事履歴等の施設情報の一元化に取り組む。

(11) 空港施設

- 巡回点検・緊急点検・詳細点検を行うとともに3年に1回程度の頻度で基本施設の縦横断勾配等測量等の定期点検を行うことを基本とする。
- 「緊急輸送の拠点となる空港」としての機能を確保するため，必要に応じて耐震対策を実施する。
- 基本施設については，路面性状調査等で劣化の進行状況等を把握し，適切な時期に長寿命化対策に取り組む。

(12) 河川管理施設

- 日常点検，異常時点検を実施するとともに，特にダムや大規模な堰，水門については，電気機械設備の詳細点検を毎年実施することを基本とする。
- 技術講習会の実施や研修制度の充実を図るとともに，点検や診断結果，補修工事履歴等の施設情報の一元化に取り組む。

(13) 海岸保全施設

- 維持管理マニュアルに基づき点検・診断等を実施する。
- 技術講習会の実施や研修制度の充実を図るとともに，点検や診断結果，補修工事履歴等の施設情報の一元化に取り組む。

(14) 砂防施設

- 年1回程度の頻度で目視点検等による定期点検を行うことを基本として，震度4以上の地震が発生した場合，堤高15m以上の砂防堰堤について目視点検等による異常点検を実施する。
- 問題となる機能の低下，性能の劣化が生じていない場合には経過観察とし，修繕時期を見極めるなど，トータルコストの縮減・平準化を推進する。
- 技術講習会の実施や研修制度の充実により，全技術職員が点検を実施できるような体制整備を推進するとともに，今後創設される維持管理に関する砂防分野の民間資格の活用も視野に入れた体制整備を検討する。

(15) 都市公園

- 指定管理者において目視等による通常点検を行うとともに，専門技術者等による法令に基づく定期点検（毎年）や5年に1回程度の頻度で目視や触診等による健全度調査を実施することを基本とする。
- 継続的な研修を行い，管理要員の技術力の維持を図り，日常点検の実効性を確保する。

(16) 農業用ダム

- 施設管理者において日常点検を実施するとともに，年1回程度の頻度で専門技術者による定期点検を実施することを基本とし，異常時点検も実施する。
- 技術講習会の実施や研修制度の充実を図るとともに，点検や診断結果，補修工事履歴等の施設情報の一元化に取り組む。

(17) 工業用水道

- 施設の老朽化や水源（永田川）の流況の状況等を踏まえ、水源の変更及び浄水場の改築を進める。
- 「工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針」（平成25年3月経済産業省策定）を活用して、効率的・計画的な更新と資金計画の策定により、トータルコストの縮減や更新コストの平準化を図る。

(附表)

県が保有する建築物種類別内訳の詳細

| 施設名 | 施設等数 | 棟数(棟) | 面積(千㎡) | 備考 |
|--------------------|-------|-------|--------|-----------------------|
| 学校施設 | | 1,603 | 1,004 | |
| 県立高等学校 | 64校 | 1,398 | 845 | |
| 特別支援学校 | 16校 | 157 | 123 | |
| 県立短期大学 | 1校 | 10 | 12 | |
| 高等技術専門校 | 4校 | 38 | 23 | |
| 県営住宅 | 149団地 | 1,260 | 840 | |
| 庁舎系施設 | | 1,092 | 561 | |
| 総合庁舎 | 32施設 | 108 | 174 | |
| 警察施設 | 241施設 | 351 | 112 | |
| その他の庁舎 | 64施設 | 633 | 275 | |
| 公舎・職員住宅 | | 848 | 248 | |
| 医療施設 | | 45 | 82 | |
| 県立病院等 | 6施設 | 35 | 78 | |
| その他病院関連 | 6施設 | 10 | 4 | |
| 研修・集会施設 | 6施設 | 32 | 69 | 県民交流センター, 総合教育センターほか |
| 公園施設 | 7施設 | 90 | 57 | |
| スポーツ・レクリエーション・観光施設 | 27施設 | 98 | 55 | 県総合体育センター, フラワーパーク ほか |
| 保健福祉施設 | 7施設 | 49 | 41 | ハートピアかごしま, 児童相談所 ほか |
| 文化施設 | 5施設 | 18 | 37 | 県文化センター, 霧島国際音楽ホール ほか |
| 社会教育施設 | 5施設 | 36 | 36 | 青少年研修センター, 県立図書館 ほか |
| その他施設 | 88施設 | 108 | 116 | |
| 総計 | | 5,279 | 3,146 | |

※ 四捨五入の関係で一部計算が合わない箇所があります。